

(別紙1)

試験結果等の記入方法

1. 告示第1号に係るもの

(1) 「商品名」、「販売時の商品名」、「用途」、「容器の仕様」、「原産地」、「製造業者名」及び「試験依頼者名」の欄には、次の事項に注意のうえ、記入すること。

- ① 「商品名」欄には、当該製品を試験する際、当該製品に表示されている商品名を記入する。
- ② 「販売時の商品名」欄には、当該製品を我が国内で販売する際に表示する商品名を記入する。
- ③ 「用途」欄には、当該製品の用途（例えば、「ヘアスプレー」、「ガスライター」、「医薬品（ぜん息薬）」等）を記入する。

(2) 「試験結果」欄には、試験実施機関又は検査員が試験した結果に基づき次の事項に注意のうえ記入すること。

- ① 「A」欄には、検体を35℃としたときの容器内圧のゲージ圧力を小数第2位まで測定し、記入する。

ただし、容器内圧の測定が困難な構造のものである場合及び内容物が単一の液化ガス（LPガスは、ブタンとプロパンの混合ガスであり、含まれない。以下同じ。）の場合には、35℃における当該ガスの蒸気圧を記入する。

- ② 「B」欄には、20℃下で容器（バルブを含む。）に満たした水の体積を小数第1位まで測定し、記入する。
- ③ 「C」欄には、内容物に含まれている高圧ガス（例えば、「LPガス」等）を全て記入する。また、フルオロカーボン11、フルオロカーボン113、ハロン2402は高圧ガスには該当しないが、これらが含まれている場合も「C」欄に記入する。（例えば、「フルオロカーボン12/11」等）
- ④ 「D」欄には、容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号。以下単に「容器保安規則」という。）第2条第30号に規定する毒性ガスの有無を確認し、該当するものを全て○で囲む。

(3) 判定欄には、別紙2試験結果の判定基準を参照し、各欄毎に審査の結果「適合」

又は「不適合」を記入すること。また、判定の必要のない項目については、斜線を引くこと。

(4) 検査証明欄には、試験を実施した検査機関又は検査員が次の事項に注意のうえ記入すること。なお、輸入者が外国の検査機関が実施した試験結果等を確認し、適用除外要件に合致していることを確認した場合は、輸入者が記載しても差し支えない。

- ① 「試験実施年月日欄」には、当該試験成績書記入年月日を記入する。
- ② 「試験実施機関又は担当者名」欄には、検査機関が試験を実施した場合には、試験実施機関の名称を記入し、また、検査員又は輸入者が試験を実施した場合には、当該検査員又は当該輸入者の事業者名及び氏名を記入する。

2. 告示第2号に係るもの

(1) 「商品名」、「販売時の商品名」、「用途」、「容器の仕様」、「原産地」、「製造業者名」及び「試験依頼者名」の欄には、次の事項に注意のうえ、記入すること。

- ① 「商品名」欄には、当該製品を試験する際、当該製品に表示されている商品名を記入する。
- ② 「販売時の商品名」欄には、当該製品を我が国内で販売する際に表示する商品名を記入する。
- ③ 「用途」欄には、当該製品の用途（例えば、「冷媒ガス」等）を記入する。

(2) 「試験結果」欄には、試験実施機関又は検査員が試験した結果に基づき次の事項に注意のうえ記入すること。

- ① 「A」欄には、内容物に含まれている高圧ガスを確認し、該当するものを○で囲む。
- ② 「B」欄には、20℃下で容器（バルブを含む。）に満たした水の体積を小数第1位まで測定し、記入する。
- ③ 「C」欄には、該当する材料を○で囲む。
- ④ 「D」欄には、容器を1.8MPaの水圧下に30秒間保持し、変形の有無を確認し、該当するものを○で囲む。
- ⑤ 「E」欄には、容器を2.2MPaの水圧下に5秒間保持し、破裂の有無を確認

し、該当するものを○で囲む。

- ⑥ 「F」欄には、容器を1.9 MPaの水圧下に30秒間保持し、変形の有無を確認し、該当するものを○で囲む。
- ⑦ 「G」欄には、容器を2.3 MPaの水圧下に5秒間保持し、破裂の有無を確認し、該当するものを○で囲む。
- ⑧ 「H」欄には、容器を3.4 MPaの水圧下に30秒間保持し、変形の有無を確認し、該当するものを○で囲む。
- ⑨ 「I」欄には、容器を4.0 MPaの水圧下に5秒間保持し、破裂の有無を確認し、該当するものを○で囲む。
- ⑩ 「J」欄には、充填内容質量100gあたりの容器内容積を計算し、小数第1位まで記入する。

(3) 判定欄には、別紙2試験結果の判定基準を参照し、各欄毎に審査の結果「適合」又は「不適合」を記入すること。また、判定の必要のない項目については、斜線を引くこと。

(4) 検査証明欄には、試験を実施した検査機関又は検査員が次の事項に注意のうえ記入すること。なお、輸入者が外国の検査機関が実施した試験結果等を確認し、適用除外要件に合致していることを確認した場合は、輸入者が記載しても差し支えない。

- ① 「試験実施年月日欄」には、当該試験成績書記入年月日を記入する。
- ② 「試験実施機関又は担当者名」欄には、検査機関が試験を実施した場合には、試験実施機関の名称を記入し、また、検査員又は輸入者が試験を実施した場合には、当該検査員又は当該輸入者の事業者名及び氏名を記入する。

3. 告示第3号に係るもの

(1) 「商品名」、「販売時の商品名」、「用途」、「容器の仕様」、「原産地」、「製造業者名」及び「試験依頼者名」の欄には、次の事項に注意のうえ、記入すること。

- ① 「商品名」欄には、当該製品を試験する際、当該製品に表示されている商品名を記入する。
- ② 「販売時の商品名」欄には、当該製品を我が国内で販売する際に表示する商品

名を記入する。

- ③ 「用途」欄には、当該製品の用途（例えば、「ヘアスプレー」、「殺虫剤」、「ガスマイター充填用」等）を記入する。

(2) 「試験結果」欄には、試験実施機関又は検査員が試験した結果に基づき次の事項に注意のうえ記入すること。

- ① 「A」欄には、20℃下で容器（バルブを含む。）に満たした水の体積を小数第1位まで測定し、記入する。
- ② 「B」欄には、該当する材料を○で囲む。
- ③ 「C」欄には、二重構造容器の場合にあっては、噴射剤を当該容器から容易に排出できる機構の有無を確認し、該当するものを○で囲む。二重構造容器以外の場合にあっては、「C」欄には記入しない。
- ④ 「D」欄には、検体を35℃としたときの容器内圧のゲージ圧力を小数第2位まで測定し、記入する。なお、内容物が単一の液化ガス又は二重構造容器に充填されたエアゾールであって噴射剤が単一の液化ガスの場合には、35℃における当該ガスのゲージ圧を小数第2位まで記入する。
- ⑤ 「E」欄には、検体を50℃としたときの容器内圧のゲージ圧力を小数第2位まで記入する。
- ⑥ 「F」欄には、容器を該当する水圧下に30秒間保持し、変形の有無を確認し、該当するものを○で囲む。
- ⑦ 「G」欄には、容器を該当する水圧下に5秒間保持し、破裂の有無を確認し、該当するものを○で囲む。
- ⑧ 「H」欄には、内容物に含まれている高圧ガス（例えば、「フルオロカーボン134a」、「LPガス」、「DME」、「クロルメチル」、「炭酸ガス」等）を全て記入する。
- ⑨ 「I」欄には、容器保安規則第2条第30号に規定する毒性ガスの有無及び種類を確認し、該当するものを全て○で囲む。
- ⑩ 「J」欄には、人体に使用するエアゾール「例えば、ヘアスプレー等の化粧品、制汗剤等の医薬部外品等の直接人体に噴射して使用するもの」の噴射剤である高圧ガスに容器保安規則第2条第29号に規定する可燃性ガス（製造施設の位置

、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年通商産業省告示第291号）第11条の2に規定するものを除く。）を使用していることの有無及び種類を確認し、該当するものを全て○で囲む。

⑪ 「K」欄には、35℃における内容物の体積（cm³）を小数第1位まで測定したものを「A」欄の数値で除した割合（%）を小数第1位まで記入する。

⑫ 「L」欄には、液化ガスの充填質量（g）を小数第1位まで記入する。なお、ガスライター充填用LPガスのような内容物が全てLPガスの場合には、当該LPガスが15℃時における比重を測定し、小数第3位まで記入する。

⑬ 「M」欄には、容器を48℃に保持したときに容器内のガスが漏れることの有無を確認し、該当するものを○で囲む。

（3）判定欄には、別紙2試験結果の判定基準を参照し、各欄毎に審査の結果「適合」又は「不適合」を記入すること。また、判定の必要のない項目については、斜線を引くこと。

（4）検査証明欄には、試験を実施した検査機関又は検査員が次の事項に注意のうえ記入すること。なお、輸入者が外国の検査機関が実施した試験結果等を確認し、適用除外要件に合致していることを確認した場合は、輸入者が記載しても差し支えない。

① 「試験実施年月日欄」には、当該試験成績書記入年月日を記入する。

② 「試験実施機関又は担当者名」欄には、検査機関が試験を実施した場合には、試験実施機関の名称を記入し、また、検査員又は輸入者が試験を実施した場合には、当該検査員又は当該輸入者の事業者名及び氏名を記入する。